マイナンバーカードを保険証として利用できます

尾鷲総合病院ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを利用するためにはマイナンバーカー ドリーダーで認証していただく必要がありますので、外来棟 2階総合受付にて認証をお願いいたします。

なお、現在は健康保険証でも受診することができますが、 国は 2024 年 12 月 2 日に健康保険証を廃止しマイナ保険証 に移行する方針です。

よくあるお問い合わせ

問 1.現在持っている健康保険証では受診できなくなるのでしょうか。 答 1.現在持っている健康保険証でも受診できますが、上記に記載し たとおり、マイナ保険証に移行方針となります。

なお、マイナ保険証を持っていない方には代わりとなる資格確認書 を国が発行するとしています。

- 問 2. 福祉医療費受給資格証や特定医療費 (難病指定) 受給者証等の 受給証もオンライン資格確認ができますか。
- 答 2. 現在、福祉医療費受給資格証や特定医療費(難病指定)受給者 証等の受給証はオンライン資格確認の対象ではありませんので、こ れまでどおり窓口で提示をお願いいたします。
- 問 3. マイナンバーカードに健康保険や診療の情報が記録されるのでしょうか。
- 答 3. マイナンバーカード自体に健康保険や診療の情報は記録されません。
- 問 4. 入院の際に保険証と一緒に限度額認定証を提示していますが、 マイナンバーカードを持参した場合、限度額認定証の提示は必要で しょうか。
- 答 4. マイナンバーカードをマイナンバーカードリーダーで認証していただいた際に限度額についての画面が表示されますので承認いただけるのであれば限度額認定証を持参する必要はございません。